

| | |
|---------------------|-----|
| 函館市福祉計画策定推進委員会高齢者部会 | |
| 第2回 (H23.10.20) | 資料4 |

計画策定に向けた課題と視点について

1 介護保険制度等の改正への対応

(1) 地域包括ケアシステムの実現

平成23年6月に成立・公布された改正介護保険法や国の基本指針においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた規定が追加されました。

また、介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事項として、以下の4項目をあげています。

- ① 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項
- ② 医療との連携に関する事項
- ③ 高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項
- ④ その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事項

本市においては、地域包括支援センターを中核として、「地域ケア会議」の開催やその他の地域包括ケアを推進するための事業の実施など、地域包括ケア体制の整備や地域密着型サービスの基盤整備を進めていますが、地域包括ケアシステムの実現に向けた総合的な取り組みが求められています。

(2) 新たなサービス類型の創設への対応

地域包括ケアシステムの実現に向け、改正介護保険法では以下のサービスが創設されました。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス

② 複合型サービス（地域密着型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービス

③ 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施する事業

本市においては、本年9月から、国のモデル事業として「定期巡回・随時対応型サービス事業」を実施していますが、この事業を含め、上記の新たな事業の実施については、そのニーズや効果等を検討していく必要があります。

2 高齢者等の現状に即した対応

(1) 団塊世代の高齢化への対応

本市の人口構成からみると、次期計画期間（平成24～26年度）を含む平成25年から27年にかけて団塊の世代の方々が65歳となり、今後数年間で急激に高齢者人口が増加すると推測されます。

したがって、この世代の方々ができる限り長く自立した生活を送り、地域活動などに参加していただくことが、まちの活性化にもつながることから、健康や生きがいづくり、介護予防の取り組みを推進していく必要があります。

(2) ひとり暮らし世帯等の増加への対応

高齢化や核家族化などにより、本市では全国的な傾向と同様に、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加してきており、これらの方々に対する地域での見守りや適切なサービス提供につなげる体制の整備が必要です。

本市では、「高齢者見守りネットワーク事業」などで、地域での見守りが必要な高齢者の把握と必要な見守り活動や支援につなげていますが、今後もこれらの取り組みを充実していく必要があります。

(3) 家族介護の負担への対応

ひとり暮らしの高齢者世帯と同様に高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）も増加しており、いわゆる「老老介護」や「認認介護」も増えていく状況にあるため、家庭や在宅サービス等で支えきれない要介護者に対しては、適切な施設・居住系サービスの提供が必要です。

また、近年、高齢者に対する虐待も社会問題となっており、本市では、「高齢者虐待対応支援マニュアル」やリーフレットを作成するなど、虐待防止に取り組んでいますが、今後も適切な対応ができる体制づくりが必要です。

(4) 認知症者の増加への対応

高齢化の一層の進展に伴い、認知症高齢者のますますの増加が推測されますが、認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、認知症についての正しい知識の普及とともに、発症の予防や早期診断、適切な治療や介護等、認知症の人やその家族に対する支援を効果的に行い、医療・介護・居宅系サービスが有機的に連携して提供されるシステムを構築していく必要があります。

また、近年、国においては入院されている認知症高齢者の退院促進の取組を強化していくとしていることから、在宅サービス、居住系サービスについて一層の推進が必要です。

(5) 介護保険制度の持続可能性の確保

本市の65歳以上高齢者数は今後数年の増加を経て、その後は減少に転じるものの、生産年齢人口や年少人口が年々減少傾向にあるため、総人口に対する割合である高齢化率については、今後も上昇し続けるものと推計されます。

また、介護保険給付についても年々増え続けており、今後も増加が見込まれるとともに、介護保険料（基準額）についても、国では現在の全国平均の月額4,160円（本市は3,950円）が次期計画では、5,000円を超えるものと見込んでいます。

これらを踏まえ、地域包括ケアシステムの確立や介護予防の推進など、介護保険等サービスの充実に取り組む一方で、サービス基盤や提供体制を将来にわたって持続可能で安定的なものとするため、現在の保険給付の内容について、必要性、優先性、自立支援の観点や給付と負担のバランスを考慮しながら、限られた財源の中で効率的かつ重点的にサービスを提供していくことが必要となります。